

給与支払報告に係る場合

給与支払報告書提出後に給与所得者が退職し、新年度の特別徴収ができなくなった場合については、『給与支払報告に係る給与所得者異動届出書』の提出が必要となります。
本人が直接納付することとなるため、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で③を選んでください。

付 受 印 8	市町村民税 道府県民税 森林環境税		給与支払報告に係る給与所得者異動届出書										整理番号					
	京丹後市長		〒 627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地 京丹後株式会社										人事課 給与係					
令和 9 年 3 月 10 日 提出		給与支払者 (特別徴収義務者)		個人・法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										7年度 特別徴収指定番号				
														8年度 特別徴収指定番号 12345678				
														宛名番号 98765432				
														9999				
給 与 所 得 者	フリガナ	キョウタンゴ イチロウ										異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法		1月1日以降退職時までの給与支払額		
	氏名	京丹後 一郎										※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。		番号を記入 3		円		
	生年月日	元号 3	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成	45 年 12 月 1 日		特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額 (イ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分		未徴収税額 (ウ) (ア)-(イ)		異動年月日 令和 9 年 2 月 28 日		1.退職 2.転勤 3.退職・長欠 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併・解散 7.その他		① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)		
	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2										円		円		円		控除社会保険料額 円
住所	1月1日現在	京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地																
住所	異動後	同上																

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収指定番号		新しい勤務先へは、	
	フリガナ											法人番号		割額 円 を 月分	
	名称											受給者番号		納入書の要否 番号を記入 1 必要 2 不要	

税額が確定していないため、記載の必要はありません。

(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入	1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入	円	左記の一括徴収した金額は、	円	月分(翌月10日納期限)で納入します。
←	2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。					

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入	異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 ← 2 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。	旧特別徴収処理欄	7年度	月分以降の月割額は	1.特別徴収義務者を変更 2.普通徴収切替 3.一括徴収 4.その他	入力者	点検
			8年度	月分以降の月割額は	1.特別徴収義務者を変更 2.普通徴収切替 3.一括徴収 5.その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L